

# 平成 24～28 年度 日田市教育行政実施方針 (社会における人権教育)

## 1 社会教育における人権問題への取組の充実・支援

### <現状と課題>

◆ 公民館等での人権学習会の取組は、実施回数は増えてきたものの、学習内容については、同和問題や高齢者の人権に関するものに偏っていた傾向があります。また、学習会の必要に応じた資料の提供や、ファシリテーターを活用した、学習プログラムの提供なども十分ではありませんでした。

今後は、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあえる社会の実現に向け、同和問題をはじめさまざまな人権問題について、地区公民館や地域等における人権学習の推進と、学習内容に応じた教材や資料を提供するとともに、継続したファシリテーターの育成及び公民館や地域での学習会に派遣するなど支援体制を確立する必要があります。

### <基本的な方向と今後の取組>

◆ 社会教育における人権教育を推進するため、「日田市人権教育基本方針」に基づき、以下の点を中心に取り組みます。

#### (1) 「人権に関わる市民意識調査」に基いた人権学習の推進

- ・ 「人権に関わる市民意識調査」結果を基に、市民の人権に関する実情に応じた学習を実施し、人権問題に対する正しい知識と理解の取得を進めます。

#### (2) 体験的参加型学習会の拡充と人材の育成及び活用

- ・ ファシリテーター養成講座修了生に対して、学習会の進め方やワークショップの新たな手法についての理解を深めるファシリテーター育成講座を行ない、資質の向上を図るとともに、ファシリテーターとして、様々な場所で開催される学習会でその役目を果たせるよう、公民館をはじめ、自治会や学校現場、民間企業などとの連携・協力体制を確立し、協働してファシリテーターを活用した人権教育を行ないます。

#### (3) 公民館職員に対する人権教育の充実

- ・ 公民館職員の人権問題に対する意識や公民館における人権学習内容の充実のため、講義形式のほか、ワークショップの手法を取り入れるとともに、公民館職員が自らの知識の高まりや人権感覚の高揚を実感できるよう研修内容の充実を図ります。

また、地区公民館を利用する地域住民だけでなく、市民一人ひとりの人権意識の向上と人権に関する正しい知識と理解を深めるため、咸宜大学をはじめ、社会教育課・中央公民館で主催する事業の講座等で人権学習を取り入れ、人権について学べる場を提供することにより、様々な人権問題を、自分の課題として考え解決に向け行動する人権感覚の涵養を図ります。

#### (4) 公民館等での人権学習活動の充実

- ・ 公民館や地域などの人権学習活動の計画や内容について、関係機関と連携し情報を共有し、学習内容に応じた講師の紹介や派遣、資料や情報を提供するとともに、人権問題に対してシリーズ化した学習プログラムを作成し学習会を開催することにより、内容の充実を図ります。

また、公民館においては人権学習会以外の各種講座の中でも、人権問題に関する資料や情

報を提供し、正しい知識の取得と理解を深める、市民の人権意識の向上を図ります。

指 標 名	現状値	目標値	
		年度	平成 28 年度
地区公民館講座における体験的参加型人権学習の開催数	0 回	H23	10 回